

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月13日
【会社名】	株式会社トマト銀行
【英訳名】	TOMATO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中川 隆 進
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号
【電話番号】	岡山(086)221-1010(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 谷口 善 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号 株式会社トマト銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)5256-1030(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長兼東京事務所長 難波 和 彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 5,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社トマト銀行神戸支店 (神戸市中央区元町通5丁目1番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社トマト銀行東京支店 (東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号) 株式会社トマト銀行大阪支店 (大阪市西区北堀江1丁目1番18号)

(注) 東京支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年12月5日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成23年12月9日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成23年12月13日に社債の利率を決定し、同日買取引受契約及び社債管理委託契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）

利率の欄

利息支払の方法の欄

欄外注記

##### 2 社債の引受け及び社債管理の委託

###### (1) 社債の引受け

欄外注記

###### (2) 社債管理の委託

欄外注記

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)]

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	<p>1. 平成23年12月22日の翌日から平成28年12月22日まで 未定(年2.40%~3.40%を仮条件とする。)(注)15.</p> <p>2. 平成28年12月22日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに(未定)%(3.50%~4.00%を仮条件とする。)を加算したものとする。(注)15.</p>
-------	---

(訂正後)

利率(%)	<p>1. 平成23年12月22日の翌日から平成28年12月22日まで 年2.84%</p> <p>2. 平成28年12月22日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに3.80%を加算したものとする。</p>
-------	--

利息支払の方法の欄

(訂正前)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限  &lt;中略&gt;</p> <p>2. 各利息計算期間の適用利率の決定  (1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、支払期日の翌日から次回の支払期日までの各期間を利息計算期間(以下「利息計算期間」という。)とし、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない、以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイター3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する、以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に(未定)%(3.50%~4.00%を仮条件とする。)を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日、以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。(注)15.  &lt;後略&gt;</p>
---------	--

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>2. 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、支払期日の翌日から次回の支払期日までの各期間を利息計算期間(以下「利息計算期間」という。)とし、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイター3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する。以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に<u>3.80%</u>を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
---------	--

欄外注記

(訂正前)

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からB B Bの信用格付を平成23年12月13日に本格付として取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php))に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号 03-3544-7013

&lt; 中略 &gt;

15. 利率については、上記仮条件により、需要状況を勘案した上で、平成23年12月13日に決定する予定である。

（訂正後）

（注）

1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からB B Bの信用格付を平成23年12月13日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない、また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない、JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php))に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号 03-3544-7013

< 後略 >

（注）15．の全文削除

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（1）【社債の引受け】

欄外注記

（訂正前）

（注）引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、平成23年12月13日に買取引受契約を調印する予定であります。

（訂正後）

（注）の全文削除

（2）【社債管理の委託】

欄外注記

（訂正前）

（注）社債管理者及び委託の条件については、上記のとおり内定しているが、平成23年12月13日に社債管理委託契約を調印する予定であります。

（訂正後）

（注）の全文削除